

旧緊急時避難準備区域所在の荷造資材製造業者について、平成23年3月から8月分までの逸失利益が賠償された前回の和解以降も風評被害の影響を認め、同年9月以降の逸失利益及び追加的費用が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X株式会社(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

ア 営業損害・逸失利益(平成23年9月1日～平成23年12月末日)

イ 営業損害・追加的費用(平成23年9月1日～平成24年2月末日)
(内訳)

別紙追加費用一覧表記載の通り。

ウ 財物損害

(内訳)

別紙物件目録記載の通り。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金が1億7302万7457円であることを認める。

(内訳)

ア 営業損害・逸失利益 1億4604万9340円

イ 営業損害・追加的費用 1858万9315円

ウ 財物損害 499万6107円

エ 弁護士費用 339万2695円

3 支払方法

(省略)

4 確認事項

申立人と被申立人は、第1項の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1項ウ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。ただし、財物損害にかかる部分を除く。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立

人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月13日

（仲介委員 石原弘隆）

別紙追加費用一覧表

損害項目	内訳	詳細	金額
営業損害	○の土地賃貸料		1,200,000
	設備修繕費用	設備修繕費用	5,710,500
	○○事務所開設・撤去費用	サーバー室賃料	1,848,000
		事務所賃料	874,209
		電話回線設置	500,000
		サーバー等撤去・設置費用	3,066,000
	○○事務所・従業員関連費用	宿泊費	18,800
		交通費	19,257
		割増手当	22,762
操業再開準備費用	交通費	23,562	
検診費用			630,000
検査費用	測定器購入費		84,735
	○○製品関連	分析費用	500,000
	各種産廃関連	分析費用	470,400
帰還費用	借上社宅負担費用		2,083,305
	帰省費用	交通費	967,652
交通費	交通費増加		377,458
製品運賃	運賃増加		192,675
		合 計	18,589,315

別紙 物件目録

償却資産	金額
〇〇処分場 放水路	176,606
〇〇処分場 濾過水路・凝集槽	19,731
〇〇処分場 沈殿池	26,958
〇〇処分場 堰堤法面：改修工事	414,947
〇〇処分場 土場コンクリート舗装工事	359,903
〇〇処分場 法面改修工事	1,257,008
〇〇処分場 廃棄物浸出水処理装置	97,649
〇〇処分場 水処理装置バイオドラム	76,436
〇〇処分場 ろ過塔配管各弁更新	1,763,775
油圧ショベル コマツ〇〇	803,094

合計 4,996,107